

社会貢献預金

(2020年7月20日現在)

1. 商品名と概要	<ul style="list-style-type: none"> ・「社会貢献預金」(通称：こども未来応援定期) ・「社会貢献預金」はご預金を通じて「こどもたちを支援する」団体へ寄付を行い、その社会的な活動を応援することを目的とする定期預金です。
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・個人および団体のお客さま。
3. 商品内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「社会貢献預金」は定期預金作成時に、店頭表示金利より金庫所定の金利(0.1%)を引き下げた金利を適用金利とします。 ・金利引き下げ幅分の利息相当額を「お客さまの寄付額」とみなして、「毎年1月～12月末日」を集計期間とし、翌年2月に当金庫から寄付を行います。
4. お申込方法	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口(店頭)のみでのお取扱いとなります。 ・お一人様何口でもお申込いただけます。
5. 定期預金の期間	<ul style="list-style-type: none"> ・1年 ＊ 満期時は、お預け入れ時のご指定により、自動継続(元金継続または元利金継続)のお取り扱いができます。
6. 定期預金のお預け入れ方法	
(1) お預け入れ方法	<ul style="list-style-type: none"> ・一括してお預け入れいただきます。
(2) お預け入れ金額	<ul style="list-style-type: none"> ・①スーパー定期(単利型)…10,000円以上1,000万円未満 ②自由金利型定期預金(大口定期)…1,000万円以上
(3) お預け入れ単位	<ul style="list-style-type: none"> ・10,000円以上、1円単位
7. 定期預金の払戻し方法	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後に一括して払い戻しいたします。
8. 定期預金の利息	
(1) 適用金利	<ul style="list-style-type: none"> ・お預け入れ時または自動継続時のスーパー定期預金(単利型)または自由金利型定期預金(大口定期)店頭表示金利より年0.1%(以下、「金利引き下げ幅」といいます)引き下げた金利とします。 ・預入日(自動継続日)現在の店頭表示金利が年0.1%以下の場合、金利引き下げ幅は、店頭表示金利と同一とし、預金金利は年0%とします。 ＊ なお、金利情勢が大幅に変動した場合は、年0.1%の金利引き下げ幅を変更する場合があります。
(2) 利払い方法	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後に一括してお支払いします。
(3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算を行います。
9. 定期預金の税金	<ul style="list-style-type: none"> ・個人のお客さま…20.315%の源泉分離課税(国税15.315%・地方税5%)復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)となります。 ＊ マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)をご利用の場合は非課税となります。 ・団体のお客さま…総合課税(ただし、公益法人等の場合は非課税)
10. 手数料	—————
11. 定期預金に付加できる特約条項	<ul style="list-style-type: none"> ・当座貸越 ○ 自動継続の定期預金を、総合口座取引の担保定期預金として組み入れ、総合口座の普通預金口座からの貸越(残高がマイナスになること。当座貸越といいます。)を利用することができます。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総合口座の当座貸越限度額は、定期預金の合計額（エース預金もご利用の場合は合算します）の90%（千円未満切り捨て）または300万円のうちいずれか少ない金額とします。 ○ 貸越利率は、担保とする定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率となります。 なお、担保預金が複数ある場合には定期預金利率の低い方から適用されます。 						
12. 定期預金の満期日前解約（中途解約）の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻しいたします。 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>中途解約日までの預入期間</th> <th>中途解約利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月未満</td> <td>中途解約日における普通預金の利率または約定利率×30%のいずれか低い利率</td> </tr> <tr> <td>6か月以上1年未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> </tbody> </table>	中途解約日までの預入期間	中途解約利率	6か月未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×30%のいずれか低い利率	6か月以上1年未満	約定利率×50%
中途解約日までの預入期間	中途解約利率						
6か月未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×30%のいずれか低い利率						
6か月以上1年未満	約定利率×50%						
13. 預金保険制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内（1預金者あたり当金庫での全額保護の預金商品以外の預金総額のうち、元本1,000万円までとその利息）で保護されます。 						
14. 苦情処理処置（ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ）	<p>ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。</p> <p>九州労働金庫 お客さまサービス室【0120-796-210】 受付時間 平日 午前9時～午後5時</p> <p>なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://kyusyu-rokin.com/</p>						
15. 紛争解決措置（第三者機関に問題解決を相談したい場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、下記ろうきん相談所にお問い合わせください。 ・ また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。 詳しくは、ろうきん相談所、または東京三弁護士会にお問い合わせください。 【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】0120-177-288 受付時間 平日 午前9時～午後5時 						
16. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日以降の利息は解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。 ・ 一部払い戻しはお取り扱いできません。 						